

## 子ども・子育て支援事業計画専門委員会の設置について

### 1．設置の趣旨

急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目的とした子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）（以下「法」という。）が平成 2 4 年 8 月に公布された。

法においては、市町村は、5 年を 1 期とする教育・保育及び放課後児童クラブ等の地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等の業務の円滑な実施に関する計画を定めることとされ、当該計画へ子育て当事者等の意見を反映させるための合議制の機関（地方版子ども・子育て会議）の設置が努力義務とされたところである。

名張市子ども権利委員会は、平成 2 2 年度から平成 2 3 年度にかけて、就学前教育・保育施設検討部会と幼児教育検討部会を設けて、子ども・子育て支援に関する事項の審議を行った経緯を踏まえ、地方版子ども・子育て会議の役割を担うため、名張市子ども権利委員会規則（平成 2 0 年規則第 4 8 号。以下「規則」という。）第 5 条に定める部会として、子ども・子育て支援事業計画専門委員会（以下、「専門委員会」という。）を置くこととする。

### 2．構成等

- ( 1 ) 専門委員会の構成員は、規則第 5 条第 2 項に基づく指名を受けた委員に、子ども・子育て支援に関する専門的事項を審議するため、子育て当事者等を専門委員として加え、別添のとおりとする。なお、専門委員の任期は、平成 2 7 年 3 月 3 1 日までとする。
- ( 2 ) 専門委員会には委員長を置く。
- ( 3 ) 委員長は、構成員が専門委員会に出席できない場合であって、当該構成員からあらかじめ申し出があったときは、代理人の出席及び発言を認めることができる。
- ( 4 ) 委員長が必要と認めるときは、専門委員会は、関係者の参加を求めることができる。

### 3．検討事項

法第 7 7 条第 1 項に規定する事項

### 4．庶務

専門委員会の庶務は、子ども部子ども政策室において行う。

### 5．その他

専門委員会の設置に伴い、就学前教育・保育施設検討部会及び幼児教育検討部会は廃止する。